

## 6 月になりました



日本では水無月(みなづき)ともいう。ただし本来は陰暦 6 月の異称である。

英語名では June という。ローマ神話のユピテル(ジュピター)の妻ユノ(ジュノー)から取られた。ユノが結婚生活の守護神であることから、6 月に結婚式を挙げる花嫁を「ジューン・ブラ

イド」(June bride、6 月の花嫁)と呼び、この月に結婚をすると幸せになれるといわれる。

祝日が存在しない月

2016 年以降、日本では 6 月は祝日がない唯一の月となっている。また、過去にもこの月に祝日が存在したことがない。

これは天皇家由来の節目の日もなく、庶民の生活も農繁期でハレの行事がなかった点が影響している。

「日本は諸外国より祝日が多すぎる(日本は 2016 年時点では祝日が 16 日であるのに対し、アメリカは 10 日、イギリスは 8 日、フランスは 13 日)。これ以上祝日を制定しないで欲しい」「祝日にふさわしい日がない」などの理由により、祝日の制定に否定的な意見もあり、祝日を所管する内閣府も 6 月に祝日の制定することを検討していない。

出典: ウィキペディア <https://ja.wikipedia.org/wiki/6%E6%9C%88>

## ☆ 2016 年 6 月の税務

期 限	項 目
6 月 10 日	5 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年 12 月～当年 5 月分)の納付
6 月 15 日	所得税の予定納税額の通知
6 月 30 日	4 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1 月、4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	10 月決算法人の中間申告

	<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
▶	消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
▶	消費税の年税額が 4,800 万円超の 3 月、4 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(2 月決算法人は 2 ヶ月分) <消費税・地方消費税>
▶	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分)

出典:エッサム <http://www.essam.co.jp/eigyosyo/sendai/tax-calendar.html>

## ☆ 簿記2級試験、平成 28 年から難しくなる！？合格率は？



実は近年、簿記検定の試験内容と経理実務の内容に、大きなズレが生じていることが問題になっていました。

ここ数年で実務の世界では、日本の会計基準が国際会計基準に準拠するようになりました。また、ビジネススタイルも大きく変化し、企業の海外進出により、外貨ベースでの取引も増えています。

このような変化を受け、簿記試験が企業活動や会計実務に即した実践的なものとなるよう、試験範囲の改正を決めたようです。

### 平成 28 年6月から、簿記2級の試験内容が大きく変わります！

平成 27 年4月1日、商工会議所が「平成 28 年6月から日商簿記2級の出題範囲を変更する」と発表しました。その内容をよくみると、簿記2級がかなり難しくなることが分かります。

どうなるかという、現在は簿記1級で出題されていた項目が、簿記2級で出題されるようになります。つまり、試験範囲が広くなり、難易度も今以上に上がります！ おそらく合格率にも影響が出るでしょう。

試験範囲の変更は、平成 28 年から平成 30 年の3年間をかけて、段階的に行われます。

<http://xn--2-99tt94iqf4k2a84skhjdvbh49c.com/hello-world.html>

## ☆ 平成28年6月1日より改正建設業法が施行されます

平成28年6月1日より改正建設業法が施行されます。

同改正に係る申請の受付並びに交付は平成28年6月1日から行います。

**1. 「監理技術者講習修了証」が「監理技術者資格者証」に統合されます。**

監理技術者の「資格者証」と「講習修了証」の2枚のカードが、監理技術者資格者証の両面を使って1枚に統合されます。

平成28年6月1日以降に交付される資格者証には、講習修了情報が印字されるようになります。また、各講習実施機関は講習修了証に代えて、「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を発行し、そのラベルを講習機関または講習修了者が資格者証の裏面の所定の箇所に貼付することでも、講習を修了したことの証明となります。

具体的な内容につきましては、次のファイルをご覧ください。

- [「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習」の統合について\(pdf形式:375KB\)](#)

**2. 建設業の業種に「解体工事業」が新設されます。**

社会資本の老朽化に伴う維持更新時代の到来を踏まえ、今後増大が見込まれる解体工事の安全と品質を確保することを目的として、約40年ぶりに業種区分の見直しが行われ「解体工事業」が新設されました。「解体工事業」が新設されることに伴い、監理技術者等の技術者資格が規定されました。

具体的な内容につきましては、次のファイルをご覧ください。

- [「解体工事業の新設に伴う監理技術者資格者証について」\(pdf形式:262KB\)](#)

※インターネット申請は平成28年6月1日から新様式に変わります。

[http://www.cezaidan.or.jp/managing/news/news\\_20160411.html](http://www.cezaidan.or.jp/managing/news/news_20160411.html)



**☆ 6/6 関東信越国税局管内納貯連合会総会で会長職を退任します。**

来たる6月6日、ラフレさいたま(さいたま新都心)にて、松村関東信越国税局長をお迎えして挙行される総会において、飯島賢二が会長を退任します。

同時に署連からの出向者、大石聡一専務理事、進藤充監事、向江真樹会計理事、石田直樹事務局長も退任となります。

今まで会務運営にご協力いただき、感謝申し上げます。

**☆ 熊谷市「観光街づくり検討委員会」座長に就任します。**

熊谷市の観光協会の再構築、将来熊谷市のまちづくり事業の統合、統一を目途に街づくりを

統括する機関「熊谷版 DMO」(Destination Management/Marketing Organization)の設立を目指すための検討会が新設され、その座長を務めることになりました。

6月～10月まで15回の検討会が予定されます。

## ☆ 前嶋修身氏 国際ロータリー第2570地区ガバナー就任



次年度(ロータリーは7月開始年度)から、前嶋修身税理士が上記の役職に就任することになりました。ガバナー選出クラブとして、また、義兄として、色々なお手伝いをするようになります。

## ☆ 2016年(平成28年)の6か月目に突入しました。



2016年も5か月が経過、およそ3,650時間が過ぎ去りました。生涯80歳だとすれば、1/192の時間が消費されました。皆さんはこの時間、どのように過ごしましたか？これから迎えられるたくさんの時間を、ただ何となく過ぎてしまうのは、もったいない。

1時間も無駄にしない、大事に、貴重に過ごしたいものですね。

その気持ちが、これからの、あなたの人生を決めることになるでしょう。 (イケケン)